

令和8年度 豊明市役所 高齢者福祉サービス一覧表

ア) 下記サービスの対象者は、豊明市に住民登録があり、市内在住の人です。

イ) 窓口は、豊明市役所長寿課です。電話: 0562-92-1261

ウ) 下記の「高齢者」とは、満65歳以上の方の事です。

名称	概 容	対 象 者
1 高齢者タクシー運賃 助成事業	タクシー乗車料金の利用券(500円)を、年間最大48枚まで交付。	以下①または②のどちらかに該当する方 (※障害者福祉タクシー料金助成及び障害者自動車燃料費助成の対象者は除く) ①事業年度末までに満80歳以上の方 ②以下のすべてを満たす方 ☑高齢者 ☑要介護または要支援の認定者 ☑市民税非課税世帯に属している
2 高齢者等住宅改修費 補助金交付事業	居室、浴室等の段差解消、手すりの取付け等改修費の一部を補助(上限10万円、1回限り) ※介護保険制度の住宅改修施策を優先適用	在宅の高齢者で、以下のすべてを満たす方 ①要介護、要支援認定者 ②市民税非課税世帯に属している ※補助金の額に関係なく、1人1回限り
3 理髪サービス事業	自宅での理髪サービスを実施(利用料無料。年間最大4回まで)	在宅の高齢者で、以下のどちらかを満たす方 ①要介護4又は5の認定者 ②重度の認知症
4 寝具クリーニング事業	敷布団、掛布団、毛布のクリーニングを実施 年間最大3回まで、利用料無料。	在宅の高齢者で、以下のいずれかを満たす方 ①要介護4又は5の認定者 ②3か月以上寝たきり ③ひとり暮らしで、要支援または要介護認定者 ④上肢・下肢・体幹機能障がい1・2級の身体障害者
5 難聴高齢者補聴器購 入費助成事業	補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。 助成額は、購入費用の半額。ただし、1万5千円(課税世帯)または3万円(非課税世帯)を上限とする。 ※市から交付決定を受ける前に購入したものは対象外です。	以下のすべてを満たす方 ①60歳以上 ②両耳の聴力レベルが、30デシベル以上 ③補聴器相談医が装用を有用と判断 ④他法(障害者施策や労災施策等)の購入費用助成が対象とならない ⑤過去に本事業による助成を受けた方は、当該助成の対象となった補聴器の購入日から起算して5年を経過し、かつ、当該補聴器が有用でない
6 在宅ねたきり老人等 介護手当	介護者(同一世帯の家族)に対し、月5,000円を9月・3月に支給	寝たきり又は重度の認知症の高齢者を、在宅で3か月以上常時介護している家族
7 ひとり歩き(徘徊)高齢 者家族等支援サービ ス事業	GPSを利用した端末機を家族に貸出し、ひとり歩き高齢者が行方不明時、位置検索(利用料金は月500円)	ひとり歩き傾向のある認知症の高齢者を介護している家族等
8 高齢者運転免許証自 主返納支援事業	以下のいずれかを一回限り交付 ①ひまわりバス定期券引換券12枚分 ②チョイソコとよあけ利用券30枚分	高齢者で、運転免許証を自主返納された方 ※警察署等で自主返納した際に交付される以下のいずれかをご持参ください。 ・申請による運転免許の取消通知書 ・自主返納の手続きをした運転免許証(2ヶ所穴を開けられます)

	名称	概 容	対 象 者
9	高齢者温水プール利用料金助成事業	住友重機械温水プール(東部知多温水プール)の利用料金の半額分の助成券1冊48回分を交付します。	高齢者
10	家具転倒防止器具取付事業	家具の転倒防止器具の取付け(取付金具最大4個)	以下のどちらかに該当する方 ①高齢者のみで構成される世帯の方 ②高齢者と重度障害者のみで構成される世帯の方
11	高齢者見守りネットワーク事業	行方不明になった人を地域住民、市、警察により発見するための登録。	認知症等の方
12	みまもりサポート事業(通称:みまもる君)	センサーによる日々の見守り及びボタン1つで緊急通報が可能。緊急時には救急車の要請、警備員の派遣等実施。 利用料金月700円。	以下のいずれかを満たす方 ①1人暮らしの高齢者 ②高齢者のみの世帯 ③9時から18時まで高齢者のみとなる世帯
13	「介護マーク」の無償提供	介護者であることを周知する、「介護中」と記載された用紙を提供します。	要介護、要支援認定者の介護者
14	おたがいさまセンター「ちゃっと」	買物、掃除、外出の付き添い等日常生活での困りごとを支援します。 利用料金30分以内250円、以後30分ごとに250円。	高齢者や障がいのある人で日常生活でちょっとした困りごとのある人(困りごとの内容や家族構成等により支援できない場合もあります)
15	地域包括支援センター	高齢者の介護、福祉、医療等の無料相談窓口。下記3施設あり。	高齢者の生活上の相談をする人
16	「まんがいちカード」の無償提供	まんがいちカードに氏名、連絡先等を記載して携帯し、認知症等で応答が困難な際の早期対応に役立ちます。(チーフタイプもあります)	以下のいずれかに該当する方 ①要介護、要支援認定の高齢者 ②満75歳以上の方 ③その他必要と認められる方



13「介護マーク」

16「まんがいちカード」



16「まんがいちチーフ」28cm



高齢者福祉、介護保険の相談は下記のとおりです。

担当施設名	担当地区	電話番号
北部地域包括支援センター	沓掛町・二村台・間米町	0562-85-6622
中部地域包括支援センター	三崎町・西川町・新田町 大久伝町・阿野町・前後町	0562-85-3133
南部地域包括支援センター	栄町・新栄町	0562-96-0808